神崎町

災害に備えて
～あなたができること・町ができること～

【もくじ】

町民・区（自治会）・町の役割　・・・・・・・・・・・・1
災害時の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（情報の入手／飲料水・食料・生活必需品などの供給
／避難／指定避難所での生活／救護）
日頃からの備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（防災意識の向上／家の中の安全対策）
わが家の防災メモ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
非常時持ち出し品および備蓄品チェックリスト　・・・9
避難所一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
災害時の問い合わせ先・ＡＥＤ設置一覧等　・・・・・12

発行　神崎町防災会議

町民・区（自治会）・町の役割

自　助

自らの身の安全は自らが守るということです。
日頃から災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し、何を備えておけばよいかを考え、災害に対する準備をしておきましょう。
災害からあなたと家族の身を守れるのはあなた自身です。

公　助

町や県（消防・警察を含む）、消防団、自衛隊などの公的機関が災害対応することをいいます。
特に災害時の公助には限界があるので、日頃から「自助」「共助」の充実を図っておくことが必要です。

共　助

自分たちの住んでいる地域は、自分たちで守るということです。
地域で自主防災組織をつくり、地域の特性を理解したうえで、地域で災害に備えましょう。

災害時の対応

１．情報の入手

災害が起きた時には、正確な情報が入りづらく、誤った情報などが流れることがあります。
誤った情報に惑わされず、混乱しないためにも、被害情報などの災害関連情報やライフラインの復旧状況等、生活関連情報の正確な情報を収集する必要があります。

町民の皆さんに協力していただきたいこと

【災害情報の入手】

災害が起きた時は、防災行政無線や広報車から災害情報などが放送されますので、確認しましょう。

【安否確認】

災害時は電話が通じにくくなりますので、災害用伝言ダイヤルや遠隔地の親戚・知人などへの電話連絡などで、安否を確認しましょう。あらかじめ家族内で連絡方法を決めておきましょう。

⇒　災害用伝言ダイヤル「１７１」

大災害発生時、個人の安否確認手段としてＮＴＴ東日本が運用するサービスです。被災地の方が録音した情報を他の地域の方が聞くことができるほか、他の地域の方から被災地の方へメッセージを送ることも可能です。

利用方法	「１７１」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行ってください。ご利用に当たっては、通話料がかかります。
お問い合わせ	１１６番・ＮＴＴホームページ　https://www.ntt-east.co.jp/saigai/

⇒　災害用伝言板（ｗｅｂ１７１）

インターネットを利用した伝言板です。被災地域の居住者が、電話番号をもとにして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録を行うことが可能です。

利用方法	https://www.web171.jp へアクセスし、画面に従って、伝言情報の登録及び閲覧を行ってください。

⇒　災害用伝言板サービス

大災害時、携帯電話のインターネット接続メニュートップに「災害用伝言板サービス」が表示され、安否情報の登録・確認ができるようになります。全社一括検索が可能です。詳しい利用方法は、次のとおりです。

各携帯事業者トップ画面
（NTT ドコモ・au・SoftBank・ワイモバイル）
→ 災害用伝言板を『クリック』
→ 伝言の登録　登録→メッセージ→登録
→ 伝言の確認　確認→電話番号→検索

町の取り組み

【神崎町防災行政無線・広報車等による広報】

重要な情報の伝達には、防災行政無線を利用します。また、被害状況・交通情報・ライフラインの復旧状況などの情報を必要に応じ広報車・消防団車両によって伝えます。

２．飲料水･食料･生活必需品などの供給

災害発生時には、水道、ガス、電気などの供給が、長い間止まるおそれがあります。また、食料を配ったり、売ったりすることも一時的にマヒし、物資を入手することが難しくなることが予想されます。

町民の皆さんに協力していただきたいこと

【家庭内での蓄え】

町は、想定避難者数を１千人と考えて、町内の営農組合と協定を結び、飯米の供給をすることとしています。しかし、道路の状況などによっては、食料や生活必需品を配ることができない恐れもあります。

このようなときに備えて、普段から家庭内で飲料水、食料、身の回り品などを蓄えておきましょう（※３日～７日分の食料等の備蓄を推奨しており、うち３日分の食料等は非常持ち出し品にまとめ、すぐに持ち出せるようにしましょう）。

【飲料水の配付】

災害時には、状況に応じて町が指定する場所で、１人１日当たり３リットルを目安として、飲料水が配られます。

水をもらうときは、ポリタンク、バケツ、ビニール容器を持っていきましょう。

【食料の配付】

食料は、指定避難所に避難した被災者や自宅での炊事が難しい方を対象として、指定避難所やその付近で配られます。

また、指定避難所などで炊き出しも行われるので、町からの情報に注意しましょう。

【生活必需品の配付】

毛布などの生活必需品は、住家に被害を受けて日常生活が困難になった人に指定避難所で配られます。避難所で生活していない場合も必要に応じて、指定避難所やその付近で配られます。

町の取り組み

【飲料水や食料の応援要請】

災害によって大きな被害を受け、水道施設などの復旧に長い期間がかかると認められるときや応急の食料に不足を生じるときには、県内の市町村などに飲料水や食料などの応援を求めます。

【生活必需品の確保】

世帯ごとの被害状況に基づき、速やかに関係業者と調整し、確保します。

３．避難

災害のときに身を守るためには、学校や公園などの安全なところに避難する必要があります。避難する時には、まわりの様子をよく見て、まわりの人たちと協力し、速やかに行動することが大切です。

町民の皆さんに協力していただきたいこと

【高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達】

災害が起きた時、または起こるおそれのあるとき、町は防災行政無線や広報車両を用いて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をお伝えしますので、放送内容に従って行動しましょう。

【避難誘導】

町の職員や消防団、区（自治会）役員などが避難誘導を行いますので、その指示に従って、指定避難所へ速やかに避難しましょう。

また、避難はできる限り区（自治会）単位で行いましょう。

【要配慮者への気配り】

避難する時は、地域の方々と協力して、近くに住むお年寄りや身体の不自由な人の安否を確認し、避難の手助けをしましょう。

町の取り組み

【高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令】

災害が起きた時、または起こるおそれのあるとき、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令し、町民の皆さんの生命や身体を災害から守ります。

【避難誘導の実施】

消防署や警察署と協力し、被害の規模、道路や橋りょうの状況などにより、もっとも安全な避難経路を選びます。

避難経路の重要なところには誘導員を配置して、避難者の通行を確保します。

【要配慮者への支援】

お年寄りや身体の不自由な人が、避難の遅れや避難途中で事故にあわないように、地域の方々や消防団と協力し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を確実に伝達するとともに、避難の介助や安全の確保に努めます。

４．指定避難所での生活

大きな災害が発生した時には、多数の家屋が壊れたりします。長い間にわたり避難所で生活することも考えられます。指定避難所では多くの人たちが集団で生活するため、お互いに助け合い、生活しやすい環境をつくることが大切です。

町民の皆さんに協力していただきたいこと

【指定避難所の運営】

指定避難所の開設・運営は、はじめは町職員が行いますが、長期間にわたるときは、避難者による自主運営をしていただきます。そのため、自主運営組織をつくり、指定避難者の管理、物資の供給、衛生管理、生活上のルールづくりなど、避難者による自主運営を行いましょう。

【要配慮者への支援】

指定避難所には、お年寄りや身体の不自由な人もいます。指定避難所内での食料等の入手や各種の情報の伝達、トイレの介助など、できる限りの支援をしましょう。

【ボランティアなどとの連携】

指定避難所には、状況によって災害ボランティア、一般ボランティアの方がお手伝いに来てくれます。指定避難所の運営を円滑に行うための、そうしたボランティアの方々と連携し、協力しましょう。

町の取り組み

【指定避難所の開設・運営支援】

指定避難所では、避難者による自主運営のための組織づくりを促し、被災者がお互いに助け合って避難生活が行えるよう支援をします。

【生活環境の確保】

避難できる人数の調整、保健・衛生面の注意、プライバシーの確保に気を配り、指定避難所のよりよい生活環境の確保に努めます。

【要配慮者への支援】

お年寄りや身体の不自由な人の健康の保持に配慮するとともに、健康相談、ホームヘルパーの派遣、福祉施設への入所などを行います。

５．救護

災害の時には、多くのけが人がでることが予想されます。けが人がでたときは、適切な応急手当を行いましょう。そのためには、普段から救命講習会などに参加し、応急手当の知識や技術を身につけて、いざというときのために備えましょう。

町民の皆さんに協力していただきたいこと

【家庭内での蓄え】

町は、想定避難者数を１千人と考えて、町内の営農組合と協定を結び、飯米の供給をすることとしています。しかし、道路の状況などによっては、食料や生活必需品を配ることができない恐れもあります。

【けが人への対応】

⇒　①　応急手当

けが人がでた時には、傷口の消毒、止血などの応急手当てを行いましょう。

⇒　②　軽いけがのとき

すり傷、切り傷、打撲などの軽いけがで、命にかかわらないときは、地域の方々が協力して、近くの救護所に連れていきましょう。

⇒　③　大きなけがのとき

大きなけがのときは、１１９番通報し、救急車を呼びましょう。

一見して、軽いけがに見えても、倒れたり、壊れた建物などの下敷となったときは、緊急的な処置が必要となるので注意しましょう。

町の取り組み

【救護所の設置】

医療機関が壊れ、医療が行えなくなったとき、救護所を指定避難所や救護所の設置に適した場所に設置します。

【医薬品や衛生材料などの確保】

医療などに必要な医薬品や衛生材料などの調達を行います。

日頃からの備え

突然の災害におそわれた時、落ち着いて判断することは難しく、思わぬ事態におちいったりします。急に発生する災害にも、落ち着いて対応することができるよう、日頃からの訓練などにより、防災への意識を高めておくことが重要です。

町民の皆さんに協力していただきたいこと

■「防災意識の向上」■

【防災訓練や講習会への参加】

いざというときに、おちついて速やかに対応ができるように、町や消防機関がおこなっている防災訓練などに参加するほか、防災に関する各種の講習会、講演会に積極的に参加しましょう。

【家庭における防災に関する話し合い】

住んでいる地域内や家庭内の危険なところ、指定緊急避難場所や指定避難所までの道順を日頃から確認しておきましょう。

決められた指定緊急避難場所へ行けない時の連絡方法や集合場所についても、決めておきましょう。

【非常持ち出し品の準備】

いざというときに、すぐに持ち出せるように貴重品や非常食などの非常持ち出し品を日頃から準備、点検をしておきましょう。

■「家の中の安全対策」■

【家具の転倒防止・落下の防止】

地震のときには倒れてきた家具で思わぬけがをすることがあります。家具の転倒や落下を防止しましょう。また、玄関などの入口や通路、階段には物を置かないようにしましょう。

町の取り組み

【防災訓練の実施と防災知識の普及】

防災訓練をはじめとする各種の訓練を行い、町民の皆さんの防災意識を高めるとともに、地域との連携が向上するように努めます。また、災害予防や災害応急対応に関する防災知識の普及によって、「自らの身の安全は自らが守る」という防災意識の定着を図ります。

【自主防災組織づくりの推進】

各区（自治会）における自主防災組織化を目指し、育成、指導に努めるとともに、防災活動に必要となる、資機材等の整備の手助けに努めます。

わが家の防災メモ

非常時に連絡しなければならない方などをメモしておくページです。事前に電話番号などを記入しておきましょう。

住　所			
氏　名		電　話	

避難所	避難所	
	家族が離れ離れになった時の避難所	

	氏名	電話（会社・学校）	住所	メモ（家族との関係など）
家族の連絡先				

	氏名	電話（会社・学校）	住所	メモ（家族との関係など）
親　戚 知人の 連絡先				

	氏名	生年月日	血液型	アレルギー	常備薬	病歴
家族の 救急用 データ						

	連絡先	電話	連絡先	電話
緊　急 連絡先				

覚えてください

１７１　災害用伝言ダイヤル

伝言の録音　１７１ 》》 １ 》》 □□□□（□□）□□□□
（市外局番からダイヤルする）
（案内放送が流れます）

伝言の再生　１７１ 》》 １ 》》 □□□□（□□）□□□□
（被災地以外の方は被災地の方の番号、被災地の方は自宅の電話番号をダイヤル）
（市外局番からダイヤルする）

災害時、公衆電話は一般電話よりつながりやすくなっています。但し、停電等が考えられるためテレホンカードは使用できなくなります 。小銭を用意しておきましょう。

●家族の安否確認

災害用伝言ダイヤルは大地震や大雨などによる大規模な災害が発生した際に被災地内とその他の地域の方々との間で安否の確認や緊急連絡を取れるようにするものです。「171」番へのダイヤル後ガイダンスが流れますのでそれに従って利用して下さい（1メッセージ約30秒）。災害用伝言ダイヤルの提供開始はテレビ・ラジオ等で通知されます。（契約一切不要）

●携帯電話のメールの掲示板で確認する

携帯電話各社では、「災害用言伝板サービス」を提供しています。安否情報の登録と確認をすることができます。また、事前に設定した相手に情報を登録したことをメールで通知することもできます。
※詳しい操作方法などは、携帯電話各社のホームページなどでご確認下さい。

非常時持ち出し品および備蓄品チェックリスト

万一の際に備えて、家庭では次のようなものを揃え、定期的にチェックしておきましょう。
避難するときに最初に持ち出すのが「非常時持ち出し品」です。災害直後から混乱が収まるまでの数日間、自給自足するための物資が「備蓄品」です。
以下は一例です。とくに非常時持ち出し品は、持って逃げられる量にしましょう。
安全な避難のため、軍手・運動靴・懐中電灯は枕元に備えましょう。

○非常持ち出し品（とっさの場合に持ち出せるようにリュックサックにつめておきましょう）

□水
□食品
（ご飯（アルファ米など）、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど：最低３日分の用意！）
□防災用ヘルメット・防災ずきん
□衣類・下着
□レインウェア
□運動靴
□懐中電灯（※手動充電式が便利）
□携帯ラジオ（※手動充電式が便利）
□予備電池・携帯充電器
□マッチ・ろうそく
救急用品
（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
□使い捨てカイロ
□ブランケット

□軍手
□洗面用具
□歯ブラシ・歯磨き粉
□タオル
□ペン・ノート

感染症対策にも有効です!!

□マスク
□手指消毒用アルコール
□石けん・ハンドソープ
□ウェットティッシュ
□体温計

一緒に持ち出そう!!

□貴重品
（通帳、現金、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど）

子どもがいる家庭の備え

□ミルク（キューブタイプ）
□使い捨て哺乳瓶
□離乳食
□携帯カトラリー
□子ども用紙オムツ
□お尻ふき
□携帯用お尻洗浄機
□ネックライト
□抱っこひも
□子どもの靴

高齢者がいる家庭の備え

□大人用紙パンツ
□杖
□補聴器
□入れ歯
□入れ歯用洗浄剤
□男性用吸水パッド
□デリケートゾーンの洗浄剤
□持病の薬
□お薬手帳のコピー

女性の備え

□生理用品
□おりものシート
□サニタリーショーツ
□中身の見えないごみ袋
□防犯ブザー／ホイッスル

備蓄品
お家に備えておくもの！

□食料品（最低３日分！できれば１週間分）×家族分
保存期間の長いものを多めに買っておき、消費したら補充するという習慣にしていれば、常に食料の備蓄が可能！
□生活用品
例えば、ティッシュ、トイレットペーパー、ラップ、ごみ袋、ポリタンク、携帯トイレ…など

ほかにも、家庭で必要なものは日頃から備えておきましょう！

避難所一覧

指定緊急避難場所

施設名称 Name	所在地 Address
神崎ふれあいプラザ Kozaki Fureai Plaza	神崎町神崎本宿 96 96 Kozakihonsyuku,Kozaki Town
神崎小学校 Kozaki Elementary School	神崎町神崎本宿 22 22 Kozakihonsyuku,Kozaki Town
米沢小学校 Yonezawa Elementary School	神崎町新 385 385 Shin,Kozaki Town
神崎中学校 Kozaki Junior High School	神崎町神崎本宿 260 260 Kozakihonsyuku,Kozaki Town
町民野球場 Municipal Baseball Field	神崎町大貫 383-6 383-6 Onuki,Kozaki Town
四季の丘公園 Shiki-no-Oka Park	神崎町四季の丘 8-1 8-1 Shiki-no-oka,Kozaki Town
わくわく西の城 Waku Waku Nishi-no-Jo	神崎町並木 658 658 Namiki,Kozaki Town
道の駅発酵の里こうざき Michi-no-Eki Hakko-no-Sato Kozaki	神崎町松崎 855 855 Matsuzaki,Kozaki Town

※指定緊急避難場所とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。

指定避難所

施設名称 Name	所在地 Address
神崎ふれあいプラザ Kozaki Fureai Plaza	神崎町神崎本宿 96 96 Kozakihonsyuku,Kozaki Town
神崎小学校 Kozaki Elementary School	神崎町神崎本宿 22 22 Kozakihonsyuku,Kozaki Town
米沢小学校 Yonezawa Elementary School	神崎町新 385 385 Shin,Kozaki Town
神崎中学校 Kozaki Junior High School	神崎町神崎本宿 260 260 Kozakihonsyuku,Kozaki Town
わくわく西の城 Waku Waku Nishi-no-Jo	神崎町並木 658 658 Namiki,Kozaki Town
道の駅発酵の里こうざき Michi-no-Eki Hakko-no-Sato Kozaki	神崎町松崎 855 855 Matsuzaki,Kozaki Town

※指定避難所は、災害によって自宅に住めなくなってしまった場合に、避難生活を送る場所です。災害規模、状況によって開設を判断するため、災害が発生しても、すべての避難所を開設するとは限りません。また、指定避難所以外にも、地区のコミュニティセンターを避難所として開設する場合があります。

福祉避難所

施設名称 Name	所在地 Address	担当	連絡先
千葉県立香取特別支援学校 Katori Special Needs Educational School	神崎町大貫 383-13 383-13 Onuki,Kozaki Town	保健福祉課	0478-72-1603
特別養護老人ホーム じょうもんの郷 Special Elderly Nursing Home Jomon-no-Sato	神崎町神崎神宿 66-10 66-10 Kozakishinsyuku,Kozaki Town	保健福祉課	0478-72-1603

※神崎町では町内の福祉施設事業者と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結しています。一般の避難所では、共同生活が困難な方を受け入れる二次的な避難所です。災害発生時に神崎町からの要請によって開設しますので、避難を希望される方は保健福祉課までご連絡ください。

災害時の問い合わせ先・AED設置一覧等

災害時の問い合わせ先

●停電

東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉	0120-995-007 ※0120番号を利用できない場合 043-370-4586（有料）

●断水

神崎町水道事業	0478-72-3322

●ガス

千葉県ＬＰガス協会	043-246-1725
日本瓦斯　千葉緊急センター	043-203-1191

●列車運行情報

JR東日本お問い合わせセンター	050-2016-1600

●道路交通情報

日本道路交通情報センター（千葉情報）	050-3369-6612 携帯電話・PFS専用短縮ダイヤル ＃8011※担当者による応答。ただし、問い合わせ集中の際は自動応答

●その他の問い合わせ

神崎町役場	0478-72-2111

神崎町からは災害に関する情報等が様々な方法で発信されます。（防災行政無線・防災メール・Twitter・テレビのｄボタン・町公式ホームページ・広報車など）。事前に伝達方法を確認しておきましょう。

AED設置一覧

No.	施設名称 Name	所在地 Address	担当	連絡先
1	神崎町役場 Kozaki Town Hall	神崎町神崎本宿 163 163 kozakihonsyuku, Kozaki Town	総務課	0478-72-2111
2	神崎ふれあいプラザ Kozaki Fureai Plaza	神崎町神崎本宿 96 96 kozakihonsyuku, Kozaki Town	教育委員会	0478-72-1601
3	神崎小学校 Kozaki Elementary School	神崎町神崎本宿 22 22 kozakihonsyuku, Kozaki Town	教育委員会	0478-72-1601
4	米沢小学校 Yonezawa Elementary School	神崎町新 385 385 Shin, Kozaki Town	教育委員会	0478-72-1601
5	神崎中学校 Kozaki Junior High School	神崎町神崎本宿 260 260 kozakihonsyuku, Kozaki Town	教育委員会	0478-72-1601
6	わくわく西の城 Waku Waku Nishi-no-Jo	神崎町並木 658 658 Namiki, Kozaki Town	まちづくり課	0478-72-2114
7	道の駅発酵の里こうざき Michi-no-Eki Hakko-no-Sato Kozaki	神崎町松崎 855 855 Matsuzaki, Kozaki Town	まちづくり課	0478-72-2114
8	神崎保育所 Kozaki Nursery School	神崎町並木 488-1 488-1 Namiki, Kozaki Town	神崎保育所	0478-72-2058
9	米沢保育所 Yonezawa Nursery School	神崎町新 441 441 Shin, Kozaki Town	米沢保育所	0478-72-2810

※上記施設は、開設していない場合があります。詳しくは事前に各施設にお問い合わせください。

AEDとは？

ＡＥＤ（自動体外式除細動器）

心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

こんな時にＡＥＤ！

倒れている傷病者に、意識がなく、普段通りの呼吸がないとき。

ＡＥＤは誰でも使えます

一般町民が救命の現場でＡＥＤを使用することは認められています。（2004年７月厚生労働省通達・医師法第17条）

ＡＥＤは音声ガイドに従うことで使用することができますが、心肺蘇生を含めた講習会を受講されることをおすすめします。

神崎町ハザードマップ（ＷＥＢ版）

防災は日頃の心がけが大事です。神崎町では関係法律に基づき各種防災マップ（ハザードマップ）を作成しました。

防災マップを参考に町民のみなさまが安全に避難できるよう、日頃から危険想定区域や危険箇所を確認してください。また、もしもの時に家族が集まる指定緊急避難場所、指定避難所を事前に確認し、決めておきましょう。

※災害状況により、危険想定区域が異なる場合があります。

神崎町
ハザードマップ

インターネットを利用したリアルタイム情報

●神崎町ホームページ　トップ

https://www.town.kozaki.chiba.jp/

●千葉県防災ポータルサイト　千葉県の防災情報

http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/

●気象情報

気象庁　https://www.jma.go.jp/jma/index.html

銚子地方気象台　https://www.jma-net.go.jp/choshi/

●土砂災害情報

国土交通省（砂防）　https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html

土砂災害警戒情報（気象庁）　https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/doshakeikai.html

銚子地方気象台　https://www.jma-net.go.jp/choshi/

千葉県　土砂災害警戒情報システム

http://dosha.bousai.pref.chiba.lg.jp/

●雨量・水位情報

国土交通省　川の防災情報　https://www.river.go.jp/

国土交通省関東地方整備局

利根川下流河川事務所　https://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/

●停電情報　東京電力パワーグリッド株式会社

https://teideninfo.tepco.co.jp

防災行政無線情報メール

防災行政無線の放送内容や不審者情報を携帯電話にメール配信するサービスを行っていますので、登録にご協力お願いします。

１．ＵＲＬから登録

http://www.town.kozaki.chiba.jp/mobile/

２．二次元コードから登録

１か２でアクセスしていただくと登録画面になりますので、利用規約をよく読んでいただいた上で登録をお願いします。登録料、情報料は無料です。ただし、登録の際やメール受信にかかる通信料などの費用は利用者の負担となります。

防災行政無線個別受信機の点検について：年に１度、電池の交換が必要です。（単１電池２個）

発行年月：2021 年（令和３年）７月
発　　行：神崎町　総務課
住　　所：〒289-0292 千葉県香取郡神崎町神崎本宿 163 番　TEL：0478-72-2111